

備前市役所本庁舎自動販売機の設置に係る仕様書

1 自動販売機の規格等

設置事業者が設置する自動販売機の規格等は、次に定めるところによる。

(1) 規格

貸付面積内に自動販売機、転倒防止器具、放熱余地(及び使用済み容器の回収ボックス)のすべてが収まり、設置に支障のない範囲で薄型の大きさの自動販売機とすること。

(2) 環境対策

設置する自動販売機は、省エネルギー、ノンフロン対応等の環境負荷を低減した機種の設置に努めるとともに、その他備前市が実施する環境配慮に係る取組への協力要請に対して、可能な限りこれに協力すること。

(3) デザイン

自動販売機のデザイン、外観等は、周辺環境に配慮したデザインとし、ユニバーサルデザインの自動販売機の設置に努めること。

(4) 販売品

ア 販売品目は一般市場で認知、支持されているお茶、水、乳飲料、炭酸飲料、ジュース類、コーヒー、紅茶などの「清涼飲料水」及び栄養補助食品等の「軽食類(カップ麺等の給水が必要なものは除く)」とし、酒類、たばこ類の販売は行わないこと。

イ 販売品の品揃え、切り替え、その他内容の変更については、施設担当課と協議の上、行うこと。

ウ 販売品の販売価格は、標準小売価格を上回る価格としないこと。

エ 販売品の販売価格は、庁舎内に設置されている他の自動販売機の販売価格と均衡のとれた価格とすること。

オ 物価の変動又は消費税率の変更により販売品の販売価格を変更する場合は、施設担当課と協議すること。

2 遵守事項

設置事業者は、次に定める事項を遵守しなければならない。

(1) 安全対策等

ア 自動販売機の設置に当たっては、据付面を十分に確認した上で安全に設置すること。
また、設置後は定期的に安全面に問題がないか確認すること。

イ 転倒防止については、「自動販売機の据付基準(JIS規格)」及び「自動販売機据付基準マニュアル(日本自動販売機工業会作成)」を遵守した措置を講じること。

ウ 転倒防止金具のうち、転倒防止板については、歩行や車椅子の通行に障害にならないように配慮して設置すること。

エ 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守するとともに、関係機関等

への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続等を行うこと。

オ 防犯については、硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により、偽造通貨又は偽造紙幣の使用による犯罪の防止に万全を尽くすこと。また、「自販機堅牢化基準(日本自動販売機工業会作成)」を遵守し、犯罪防止に努めること。

(2) 使用済み容器の回収等

ア 自動販売機に併設して、販売品の容器の種類に応じた回収ボックスを必要数設置すること。

イ 回収ボックスは、原則として販売品の容器の材質 1 種類につき 1 つを、自動販売機脇に設置すること。

ウ 複数の設置事業者が同一又は近接する場所に自動販売機を設置する場合は、関係者間で回収方法等を協議し、責任を明確にした上で適切に回収し処理すること。

エ 回収ボックスは、プラスチック製のものであること。

オ 回収ボックスは、回収頻度及び回収量を考慮し、空き缶等の使用済み容器があふれ又は周囲に散乱することがないように、十分な収容容積を持つものであること。

カ 回収ボックスには使用済み容器以外の投入を禁止する旨の表示をするほか、回収ボックスは、紙等の一般ごみが入りにくい形状の使用済み容器投入口を有するもの又はそのための仕掛けのあるものとし、使用済み容器と一般ごみの混入防止を図ること。

キ 回収ボックスに収納された容器の回収頻度については、回収ボックスから容器があふれないように十分に配慮すること。

ク 回収ボックスに収納された容器は、自社他社製品、持ち込み等問わず、すべて設置事業者の責任で回収し処理すること。

ケ 回収した使用済み容器の処理は、容器包装リサイクル法(平成 7 年法律第 112 号)その他の令に基づいて適切に処理すること。

(3) 売上状況等の報告

設置した自動販売機の売上高については、自動販売機から出力された売上に関するデータを添付し、下記により備前市に書面又はデータにて報告すること。

ア 内容

設置場所	本数(本)	売上金額(円)
市役所本庁舎 階	本	円

イ 期限

区 分	報 告 期 限
4 月～6 月	7 月 15 日
7 月～9 月	10 月 15 日
10 月～12 月	1 月 15 日
1 月～3 月	4 月 15 日

(4)維持管理責任

- ア 販売品の補充、賞味期限の確認、売上金の回収、釣銭の補充等の自動販売機の維持管理を適切に行うこと。なお、当該作業は庁舎開庁日・時間内に行うこととするが、機器の故障や水漏れ等の緊急を要する場合はこの限りではない。
- イ 自動販売機、回収ボックス及びその周辺は、清潔に保つこと。
- ウ 販売品の搬入及び使用済み容器の搬出の時間及び経路については、施設担当課の指示に従うこと。
- エ 自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情については、故障時等の連絡先を自動販売機の前面に明記し、設置事業者の責任において、迅速に対応すること。
- オ 備前市の責めに帰することが明らかな場合を除き、自動販売機本体、販売品及び売上金等の盗難事故や破損事故等に関しては、備前市は一切の責任を負わない。
- カ 自己都合により機器を撤去し、又は交換しようとするときは、事前に施設担当課に書面により通知すること。

(5)その他

- ア 自動販売機設置前に、設置しようとする機器(回収ボックスを含む)のカタログ及び配置図を提出すること。
- イ 自動販売機設置前に、連絡調整を行う業務遂行上の責任者を定め、施設担当課に書面により通知すること。
- ウ 2(1)エの衛生管理及び感染症対策のほか、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続等を行い、関係法令等の遵守及び徹底を図ること。
- エ 自動販売機の設置にあたり、備前市との災害協定を設置年度内に締結するほか、当該施設の種類、立地場所等を勘案し、AED搭載型や災害対応型等の設置についても検討すること。